

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

## 徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができるようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

### 対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### 対象となる市税

- ・ 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する個人市民税、法人市民税、固定資産税など、すべての税目が対象になります。

(注) 既に納期限が過ぎている市税については、この特例を利用することはできませんが、他の猶予制度が適用される場合があります。

### 申請手続等

- ・ 納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

## 猶予制度に関するお問い合わせ・申請先一覧

お住まいの区	担当事務所	住所	電話番号
東・北・中・守山	栄市税事務所	〒461-8626 東区東桜一丁目 13 番 3 号 (NHK 名古屋放送センタービル)	052-959-3301
千種・名東	栄市税事務所 上社出張所	〒465-8626 名東区社台三丁目 181 番地	052-760-4851
西・中村・中川	ささしま 市税事務所	〒450-8626 中村区名駅南一丁目 27 番 2 号 (日本生命笹島ビル 8 階)	052-588-8001
港	ささしま 市税事務所 東海通出張所	〒455-8626 港区九番町五丁目 3 番地 1	052-665-3291
昭和・瑞穂・ 熱田・南	金山市税事務所	〒460-8626 中区正木三丁目 5 番 33 号	052-324-9801
緑・天白	金山市税事務所 野並出張所	〒468-8626 天白区野並三丁目 412 番地 1 (DO! 野並ビル 2 階)	052-899-3451
全区 (軽自動車税)	金山市税事務所	〒460-8626 中区正木三丁目 5 番 33 号	052-324-9803